

ダマサレナイ!!



「使うつもりのない携帯電話契約」で誘う身近なワナ。 ダマサレルだけではない！あなたも加害者に!?

このコーナーで紹介するマンガは、実際に起きた事件をもとに「だましのシーン」を再現したものです。「私だけは大丈夫」なんて甘く考えていませんか？実はそう考える人こそ被害にあいやすいのです。

監修／白井宗子 NACS(公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会)消費者相談室副室長 マンガ／まきのこうじ



「携帯電話契約詐欺」の代表的な手口であるアルバイト勧誘では、「携帯電話を数台契約するだけでお金がもらえる」、「携帯電話本体料金も利用料金も支払う必要がなく、契約した携帯電話さえ渡せばOK」などの宣伝文句をインターネットやSNSなどに掲示し、軽い気持ちでアルバイト募集に応じた学生などを言葉巧みに誘導します。携帯電話を何台も契約させ、契約後の携帯電話をアルバイト業者の指定先に送ってしまったと、その業者とは連絡が取れなくなります。やがて、携帯電話会社から届いた多数の請求書の金額を支払うことになり、「だまされた」と気が付くわけです。

そのほか、市場調査のアルバイトを装った勧誘もあります。商品評価するための覆面調査という名目で、携帯電話を複数台購入させます。「すぐ解約するので問題ない」といわれるものの、携帯電話をアルバイト業者にすべて渡した後、連絡が取れなくなります。

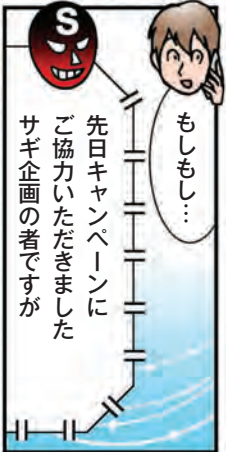
アルバイト勧誘は、「簡単に誰でも出来る内容」なので、若者だけでなく、高齢者も狙われやすい手口でもあります。

また、アルバイト以外によくある手口が、融資を受

POINT!
1 被害にあいながら加害者に?
「携帯電話契約詐欺」

POINT!
2 使うつもりのない携帯電話を購入させる単純な手口

インターネット広告のアルバイト勧誘や消費者金融業者の甘い融資条件など身近にある誘惑から、使うつもりのないスマートフォンなどの携帯電話を複数台購入させられ、それをだましとられてしまつ「携帯電話契約詐欺」。しかもだまされた消費者が、同時に、携帯電話会社に対する加害者になる可能性もあるという怖い手口。無知や軽い気持ち(欲)が重大な問題に発展してしまいます。



ありがとうございます
ございました

ではこちらの
契約書にご記入
お願いします

ユウタさんは
さっそく
軽い気持ちで契約
しました

お願い
します
未開封のまま購入
したスマホ3台を
宅配便で指定の
場所へ送ってしま
いました

か〜っ
3台ゲット
デートが
できる!!

実はこの後
サギからの誘いが
続くのです

後日

そして
そのまま
疑うことなく
指定場所へ
送ってしま
いました

すっかり信じた
ユウタさんはさらに
スマホ3台と
タブレット2台を
数店舗から
契約してしま
いました

実は、今回ご協力いただいた
方だけのボーナス特別キャン
ペーンのお誘いなのです
スマホ+タブレットの契約台数に
応じて、1台につき1万円プラスボ
ナスがついてさらに倍のバイト代
をお支払いするんですがやりませ
んか

もしもし…
先日キャンペーンに
ご協力いただきました
サギ企画の者ですが

こうしたことあり、「詐欺にあった」という被害
届を出せないまま泣き寝入りしてしまうケースも多
いのです。被害届を出したとしても、悪質業者の足取
りはつかみづらく、犯罪を立証して捕まえられない
のが実情で、こういった詐欺の手口が後を絶たない要
因となっています。

だまされた消費者といえども、名義人として契約が
成立している以上、本来、携帯電話会社の承諾なしに
携帯電話の譲渡を行うことは許されませんので、携帯
電話会社への加害者となされることもありえます
(同法第7条)。「だまされたから」では違反を逃れる理
由にはなりません。

この詐欺の手口が問題となるのは、金銭的な負担だ
けではありません。

POINT!
3

「携帯電話不正利用防止法」違反

さらなる被害があなたを襲つ
けたらという借り手の焦りを利用した悪質な誘惑です。
いわゆるヤミ金とよばれる無登録の消費者金融業者
によるもので、融資条件のための信用度調査という理
由で携帯電話を契約させ、搾取してしまうのです。当
然のことながら、融資を受けることも出来ません。
だます業者はさまざまな手口を用いてきますが、
彼らにとつての最終目的は「通話が可能な携帯電話
本体の搾取」です。搾取した携帯電話を売却したり、犯
罪の道具に使う可能性が高いのです。だまされた消費
者に残るのは、複数台の携帯電話本体料金、利用料金、
さらには解約料金などの金銭的な負担です。なかには
100万円近い請求を受けた事例もあります。



POINT!
SAGI
4 被害の解決は困難
だまされたいのために注意しておくこと

先に述べたように、解決の糸口を見いだしにくいのが、この詐欺的窓口の特徴です。「だまされたうえにお金まで支払いたくない」と思ってもいいかもしれませんが、加害者にならないためには、携帯電話本体料金と利用料金、さらに解約料金の支払いは必須とおいておいたほうがよいでしょう。負担額は相当なものになりますが、「携帯電話契約詐欺」の場合、残念ながらお金を取り返すことは非常に難しく、だまされていたとはいえ、自分の行為に対して責任をとる必要があるのです。

そして、だまされないためには、①携帯電話の転売目的の契約アルバイトは絶対にしない、②携帯電話の契約について不安や不明な点がある場合は、携帯電話会社に確認を取る、③名義を変更する場合は、携帯電話会社に確認を取る、④名義を変更する場合は、携帯電話会社に確認を取る、⑤名義を変更する場合は、携帯電話会社に確認を取る、⑥名義を変更する場合は、携帯電話会社に確認を取る、⑦名義を変更する場合は、携帯電話会社に確認を取る、⑧名義を変更する場合は、携帯電話会社に確認を取る、⑨名義を変更する場合は、携帯電話会社に確認を取る、⑩名義を変更する場合は、携帯電話会社に確認を取る、⑪名義を変更する場合は、携帯電話会社に確認を取る、⑫名義を変更する場合は、携帯電話会社に確認を取る、⑬名義を変更する場合は、携帯電話会社に確認を取る、⑭名義を変更する場合は、携帯電話会社に確認を取る、⑮名義を変更する場合は、携帯電話会社に確認を取る、⑯名義を変更する場合は、携帯電話会社に確認を取る、⑰名義を変更する場合は、携帯電話会社に確認を取る、⑱名義を変更する場合は、携帯電話会社に確認を取る、⑲名義を変更する場合は、携帯電話会社に確認を取る、⑳名義を変更する場合は、携帯電話会社に確認を取る、㉑名義を変更する場合は、携帯電話会社に確認を取る、㉒名義を変更する場合は、携帯電話会社に確認を取る、㉓名義を変更する場合は、携帯電話会社に確認を取る、㉔名義を変更する場合は、携帯電話会社に確認を取る、㉕名義を変更する場合は、携帯電話会社に確認を取る、㉖名義を変更する場合は、携帯電話会社に確認を取る、㉗名義を変更する場合は、携帯電話会社に確認を取る、㉘名義を変更する場合は、携帯電話会社に確認を取る、㉙名義を変更する場合は、携帯電話会社に確認を取る、㉚名義を変更する場合は、携帯電話会社に確認を取る、㉛名義を変更する場合は、携帯電話会社に確認を取る、㉜名義を変更する場合は、携帯電話会社に確認を取る、㉝名義を変更する場合は、携帯電話会社に確認を取る、㉞名義を変更する場合は、携帯電話会社に確認を取る、㉟名義を変更する場合は、携帯電話会社に確認を取る、㊱名義を変更する場合は、携帯電話会社に確認を取る、㊲名義を変更する場合は、携帯電話会社に確認を取る、㊳名義を変更する場合は、携帯電話会社に確認を取る、㊴名義を変更する場合は、携帯電話会社に確認を取る、㊵名義を変更する場合は、携帯電話会社に確認を取る、㊶名義を変更する場合は、携帯電話会社に確認を取る、㊷名義を変更する場合は、携帯電話会社に確認を取る、㊸名義を変更する場合は、携帯電話会社に確認を取る、㊹名義を変更する場合は、携帯電話会社に確認を取る、㊺名義を変更する場合は、携帯電話会社に確認を取る、㊻名義を変更する場合は、携帯電話会社に確認を取る、㊼名義を変更する場合は、携帯電話会社に確認を取る、㊽名義を変更する場合は、携帯電話会社に確認を取る、㊾名義を変更する場合は、携帯電話会社に確認を取る、㊿名義を変更する場合は、携帯電話会社に確認を取る、

さらに「携帯電話不正利用防止法」に違反していることになり、契約した携帯電話会社に對して加害者になる可能性があると指摘されました

- 万一のときの相談先
 - ・都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口等一覧 <https://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm>
 - ・消費者ホットライン ☎ 188
 - ※最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口に繋がります。相談受付時間は相談受付先によって異なります。
- 参考情報(事例や対処法など)
 - ・国民生活センター 「アルバイトを口実に携帯電話を契約させられ、高額な料金請求 - 消費者も刑事責任を問われかねない -」 http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20080918_3.pdf